

# 認定に関する料金規定

## JAB N401:2021

第29版：2021年10月1日

第1版：2001年4月1日

公益財団法人 日本適合性認定協会

## 目 次

1. 目的.....	3
2. 本規定の改定.....	3
3. 通貨.....	3
4. 料金／費用の種類.....	3
5. 請求.....	4
6. 支払い.....	4
7. 遅延・滞納、及び不正確な申告.....	5
8. 認定審査が変更、中断、中止となった場合.....	5
9. 認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し）.....	6
10. 預かり.....	6
11. 特例措置.....	6
附則.....	6
附属書 A マネジメントシステム認証機関の料金.....	7
附属書 B 要員認証機関の料金.....	11
附属書 C 製品認証機関の料金.....	14
附属書 D 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金.....	17
附属書 E 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者の 料金.....	21
附属書 F 臨床検査室の料金.....	24
附属書 G 請求時期.....	27
附属書 H 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定スキーム共通).....	28
附属書 I 国内定額移動費（全ての認定スキーム共通）.....	29

## 認定に関する料金規定

### 1. 目的

本規定は、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、本協会という。）の認定の取得及び維持のための料金を定める。

### 2. 本規定の改定

本協会は、物価の変動、人件費を含む経営を取り巻く環境や認定活動に関連する要求事項等の変更によって生じる影響を鑑み、本規定を改定することがある。

### 3. 通貨

本規定の料金は日本円で定める。料金の請求及び支払いも円建てとする。

### 4. 料金／費用の種類

料金の詳細は認定スキーム別に附属書に定める。本規定に定めのない審査に関する料金／費用については、事前にその旨を機関に通知の上、これを別に請求する場合がある。

#### 4.1 手数料

##### 4.1.1 申請料

申請に伴う事務手数料。

##### 4.1.2 認定登録料

初回認定、認定周期の更新、認定範囲の拡大が承認されたときの登録に伴う事務手数料。

##### 4.1.3 認定証改定手数料

4.1.2 の認定登録料が適用されない場合の、認定証改定時の事務手数料。

認定基準や認証規格等の改定に伴う認定の移行や、認定範囲の変更・縮小、適用技術文書の追加・削除、機関情報の変更等に伴う認定証の改定発行時に適用。

##### 4.1.4 認定証のレプリカ（複製）発行手数料

認定証の複製の発行手数料。

#### 4.2 審査関連費用

##### 4.2.1 審査基本料

認定審査の立案、実施のための調整業務、審査計画書の作成、是正処置のレビュー、審査報告書作成、及び審査報告書のレビュー等にかかる料金。

##### 4.2.2 審査料

文書レビュー、現地審査及び現地訪問の料金。ICT等を利用し遠隔地で実施する場合も審査料の適用対象となる。

##### 4.2.3 審査付帯費用

現地審査の実施に伴う移動費及び宿泊費等の費用。

#### 4.2.3.1 移動費（相当額）

審査員が現地審査に赴くための往復の移動交通費で、本協会を起点とする一般的な旅費を基準に定額とする。ただし、同一の機関の複数の事務所及び事業所、適合性評価活動の実施場所等を同一審査員が連続する日程で実施する場合の移動費は実費とする。

#### 4.2.3.2 宿泊費(相当額)

現地審査等の実施のため宿泊に要する費用。

#### 4.2.3.3 旅行諸費用

認定審査実施のために海外出張を要する場合、本協会が適正と判断した移動対価・旅行諸費用（通信費・空港使用税・予防注射料等）を請求する。

#### 4.2.3.4 各種検査費用

認定審査実施のために各種検査を要する場合、検査にかかる費用及び検査場所への移動にかかる交通費、宿泊費を請求する。

### 4.3 維持料

本協会が、認定の制度を維持・管理するため、協会運営費用に充当するもの。国際相互承認対応や各種委員会の運営費用、普及啓発事業などを含む。

## 5. 請求

本協会は、4項の料金について、附属書Gに示す請求時期に料金を請求する。支払期限は請求書発行日の翌月末とする。

- a) 公平性、透明性の確保のため、定められた附属書に基づく料金を個別に増減することなく、一律に請求する。
- b) 認定審査の結果の如何、及び認定の地位の如何に拘わらず、適用される料金を請求する。
- c) 料金算定根拠となる機関からの申告内容に不明点又は疑問がある場合、本協会はその申告内容について調査及び確認を行う。
- d) 本協会が実施した認定の活動によって生じた債権の回収、又は債権等の保全のための処置を行った場合、それに要した全ての費用を請求する。この費用には第三者に支払った費用と、被った損害にかかる賠償額を含む。
- e) 請求するすべての料金及び費用には請求日における消費税率で消費税を加算し、附属書の請求時期欄に記載した時期に請求を実施する。

## 6. 支払い

- a) 支払方法は本協会指定の銀行口座への振込み又は送金とする。
- b) 振込手数料は機関にて負担とする。
- c) 請求書に示す支払期限内に支払う。
- d) 手形、小切手は受け付けない。

## 7. 遅延・滞納、及び不正確な申告

本協会は誓約書又は契約書に定めるとおり、本協会の定める支払期限までに請求した料金の全額が支払われない場合、及び、5 c)項の調査や確認の結果、申告内容が不正確であることが判明した場合、以下の処置をとることがある。

- a) 認定サービスの提供の中止、又は中断。
- b) a)に伴う、認定の一時停止。
- c) 認定契約の解除とそれに伴う認定の取消し。
- d) 遅延損害金の請求及び回収費用の請求。

## 8. 認定審査が変更、中断、中止となった場合

本協会は、事前に合意した認定審査（文書、現地審査等）に対して機関からの通知に基づく変更（審査日程、審査チームの資格や専門性等の変更）、中断、又は認定審査が認定の手順に基づき中止した場合は、係る認定審査について、変更によって生じた業務に要する費用、その時点までに実施された作業と審査に要した費用、及び該当する場合8.2項のキャンセル料を精算し、料金を請求する。

### 8.1 料金の変更

申請受理後に申請内容の変更があった場合、変更内容に応じ、申請料を含む各種料金に変更になることがある。

### 8.2 キャンセル料

機関の申し出又は機関の事情によって認定審査を延期又は中断、中止する場合、以下のキャンセル料を適用する。

- a) 返金されない審査付帯費用の実費（交通費、宿泊費）
- b) キャンセル料

機関と本協会との間で合意された審査開始予定日より遡って（暦日）、

- ・6週間より前：キャンセル料なし  
（同じ曜日の本協会の営業時間終了前までに機関からの通知を受領した場合）
- ・6週間から3週間前：認定審査チームメンバーの数×1人日の審査料又はキャンセルされた審査の審査基本料及び審査料総額の料金の30%のいずれかの低い方
- ・3週間前から1週間前：キャンセルされた審査の審査基本料の料金の50%と審査料の80%
- ・7日未満：キャンセルされた審査の審査基本料及び審査料総額の料金の80%

### 8.3 キャンセル料の免除

次の各項のいずれかに該当する場合は、8.2項の各事項に基づく料金、及び費用を免除する。

- a) 災害、天候不良や事故等による交通機関の麻痺によって審査が実施できない場合。
- b) 立会先組織からのやむを得ない理由での申し出による組織審査の延期又はキャンセルの場合  
（やむを得ない理由とは、組織への規制当局等の立ち入り検査、計画外の操業停止、関係者の不慮の事故等）。
- c) 立会する組織審査／実地審査の認証／妥当性確認・検証のスキームオーナーが認める理由で組織

審査立会／実地審査立会が延期又はキャンセルされた場合。

#### 9. 認定の地位が変更となった場合（一時停止及び取消し）

本協会は、機関の認定を一時停止、又は取消しを決定した場合、その時点で未請求の料金、及び費用がある場合は、係る料金及び費用を請求する。

#### 10. 預かり

日本国以外の法人格を有する機関が初回認定を申請した場合、申請受理後に予定される審査について、本協会が手順に則り計画する審査工数に応じた審査料相当額（審査付帯費用を含む）の範囲を超えない金額を申請料請求時に預り金として請求する。

預かり金は附属書に定める請求時に精算する。預り金は国内外での活動の実績等を考慮して免除する場合がある。

#### 11. 特例措置

本協会は、本規定の料金について、期限を定め、特別措置を採ることがある。この場合、あらかじめウェブサイト等でその内容を公表する。

#### 附則

初回審査：申請の受理日が本文書改定日以降の申請から適用。

拡大審査：申請の受理日が本文書改定日以降の申請から適用。

認定周期の更新（再審査）：申込の受付日が本文書改定日以降のものから適用。

サーベイランス：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が、本文書改定日以降の審査から適用。

臨時審査、組織審査立会／実地審査立会：当該審査に係る「審査実施」を本協会が機関に文書で通知した日が、文書改定日以降の審査から適用。

維持料：附属書 G の請求時期が本文書改定日以降のものから適用。

その他手数料等：本文書改定日以降に請求するものから適用。

## 附属書A マネジメントシステム認証機関の料金

### 1. 手数料等 (マネジメントシステム認証機関)

(単位:円・税抜)

		初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請			
				サブスキーム拡大	新たな分野・カテゴリ (EAコード等) の拡大申請	認定を保有する分野・カテゴリ (EAコード等) 内の拡大申請	事業所(*2)の追加
申請料 (*3)	基本	500,000	300,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	200,000/サブスキーム追加ごと	200,000/サブスキーム追加ごと	200,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)
登録料	基本	500,000	300,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	200,000/サブスキーム追加ごと	200,000/サブスキーム追加ごと(*4)	200,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし (認定証改定料を適用)	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製 (オプション)	認定証のレプリカ (複製) 発行手数料 5,000 (1組)

\*1 サブスキーム加算について: 二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。ただし、本協会が他の関連するサブスキームとの組み合わせによる認定を要求しているセクタースキームは、加算対象から除外する。(JIS Q 9100、TL9000、FSSC22000、JFS-C)

\*2 事業所の追加について: 拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は主要な活動を行う機関の事業所。

\*3 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々100,000円を減額する。

\*4 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含まれるすべてのサブスキームを加算対象とする。

## 2. 審査関連費用（マネジメントシステム認証機関）

(単位：円・税抜)

	初回審査 (組織審査 立会は別 途)	サーベイラ ンス審査 (組織審査 立会は別 途)	再審査 (組織審査 立会は別 途)	拡大(組織審査立会は別途 (*1))		組織審査立 会	臨時審査 (*4)
				サブスキーム 拡大 事業所の追加	分野・カテ ゴ リ拡大		
審査基本料 (*3)	4.0人日+ 1.0人日/サ ブスキーム 追加ごと	2.0人日+ 0.5人日/サブ スキーム追 加ごと	3.0人日+ 0.75人日/サ ブスキーム 追加ごと	2.0人日+0.5 人日/サブス キーム追加ご と 1.0人日+0.5 人日/サブス キーム追加ご と(サーベイ ランス審査・ 再審査と同時 実施の場合)	0.5人日(事 務所審査有 り)  0.25人日 (事務所審査 なし、又はサ ーベイランス 審査・再審査 と同時実施の 場合)	0.5人日/審 査	1.0~4.0人 日
追加基本料	1審査プロジェクトにつき6件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加する。6~10件 0.25人日、11件以上 0.5人日						
審査料(文 書、現地、立 会等の審査費 用)	審査料単価：161,000/人日(*2)						
審査 付帯 費用	移動 費	審査先への移動 (本協会から審 査先まで)	サイト間移動 (同一機関の 審査先の中の 移動)	海外におけ る審査	本協会旅費規 程に基づく実 費(国内移動 及び航空券、 宿泊費)及び 移動拘束対価		
		定額(附属書 Iによる)	実費				
	宿泊 費	10,000×審査員数×泊数					

\*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。  
(対象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる)

\*2 1人日は7.0時間とする。

\*3 プログラム追加について：二つ以上のプログラムが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。ただし、本協会が他の関連するサブスキームとの組み合わせによる認定を要求しているセクタースキームは、加算対象から除外する。(JIS Q 9100、TL9000、FSSC22000、JFS-C)

\*4 審査目的内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が組織審査立会の場合は、組織審査立会の審査基本料を適用する。

### 3. 維持料（マネジメントシステム認証機関）

プログラム維持料と年収リンク維持料の合計を維持料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンク維持料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、プログラム維持料を、認定日から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

プログラム維持料 （*1）	対象	200,000/サブスキーム					
	サブスキーム	100,000/セクタースキーム					
年収リンク維持料 （*2）	固定額	100 百万 未 満	100~200 百 万 未満	200 百万~500 百万 未満	500 百万~1,000 百万未満	1,000 百万~ 2,000 百万未満	2,000 百万以上
		20 万	120 万	200 万	410 万	8 百万	12 百万
	変動額	収入控除なし	収入控除 100 百万	収入控除 200 百万	収入控除 500 百万	収入控除 1,000 百万	収入控除 2,000 百万
		1%	控除後収入の 1%	控除後収入の 0.8%	控除後収入の 0.7%	控除後収入の 0.4%	控除後収入の 0.3%

\*1 プログラム維持料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。

\*2 年収リンク維持料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の認証活動による収入の額によって計算する。（JAB 認定シンボル付き認証を対象とする）

\*3 セクタースキームとは、1.手数料等 の\*1 に示す、他のプログラムとの組み合わせによる認定取得を本協会が要求するサブスキームで、JIS Q 9001 の認定取得を条件とする JIS Q 9100、TL9000、及び ISO 22000 の認定取得を条件とする FSSC 22000、JFS-C を指す。

#### [年収リンク維持料について]

本協会に認定された各マネジメントシステム認証の JAB 認定シンボル付き認証対象における年間（前事業年度）事業収入（認定された各マネジメントシステム認証と各固有認定基準の収入の合算）を参照し、合算した年収に応じた料率を適用しております。同一法人内に複数のマネジメントシステム認証機関が認定を取得している場合は、それぞれの対象となる年収額を合算し、対応した料率を適用します。

#### A) 参照データ

- 事業収入：本協会から認定されている JAB 認定シンボル付き認証対象における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、認証文書発行手数料等の収入を含みます
- 控除費用：対象となる認証審査の直接費用である審査員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。

B) 維持料対象事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項のa) b)から次の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

C) 算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額と合計します。

D) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

## 附属書 B 要員認証機関の料金

### 1. 手数料等 (要員認証機関)

(単位：円・税抜)

		初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請			
				サブスキーム拡大	新たな分野(*4)の拡大申請	認定を保有する分野(*4)内の拡大申請	事業所(*2)の追加
申請料(*3)	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと(*5)	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし (認定証改定料を適用)	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製 (オプション)	認定証のレプリカ (複製) 発行手数料 5,000 (1組)

- \*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。
- \*2 事業所の追加について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は大半の主要な活動を行う機関の事業所。
- \*3 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々100,000円を減額する。
- \*4 「溶接士」は、「分野」として取り扱う。
- \*5 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含むすべてのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用 (要員認証機関)

(単位：円・税抜)

	初回審査 (実地審査 立会は別 途)	サーベイラ ンス審査 (実地審査 立会は別 途)	再審査 (実地審査 立会は別 途)	拡大(*1)		実地審査立 会	臨時審査(*4)
				サブスキ ーム拡大	分野拡大		
審査基本料 (*3)	2.0 人日 + 0.5 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.5 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	0.5 人日 (事 務所審査有 り)  0.25 人日 (事務所審 査なし、又 はサーベイ ランス審 査・再審査 と同時実施 の場合)	0.25 人日/審 査	0.5~2.0 人 日
追加基本料	1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加する。6~10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日						
審査料 (文 書、現地、立 会等の審査費 用)	審査料単価：161,000/人日(*2)						
審査 付帯費 用	移 動 費	審査先への移動 (本協会から審査 先まで)	サイト間 移動 (同 一機関の 審査先 間の移 動)	海外におけ る審査			
		定額 (附属書 I による)	実費	本協会旅費規 程に基づく実 費 (国内移動 及び航空券、 宿泊費) 及び 移動拘束対価			
	宿 泊 費	10,000×審査員数×泊数					

\*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。(対象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる)

\*2 1 人日は 7.0 時間とする。

\*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

\*4 審査目的内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が実地審査立会の場合は、実地審査立会の審査基本料を適用する。

### 3. 維持料（要員認証機関）

認証件数に応じた固定額と変動額の合計を維持料とする。

本協会から各機関の事業年度初日付の認証件数を2か月以内にご提出ください。提出された認証件数確認後、1か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、最低固定額200,000円を、認定日から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が6か月未満の場合は請求しません。

（単位：円・税抜）

認証件数	1～10,000	10,001～100,000	100,001～
固定額	200,000	1,200,000	3,000,000
変動額	認証数×100	(認証数-10,000)×20	(認証数-100,000)×7

#### [維持料について]

本協会に認定された要員認証の範囲内における認証件数に応じた単価を適用しております。

#### A) 認証件数

本協会から認定されている範囲内における認証件数。資格サブスキームごとにカウント。認証した要員数や、認証証明書の枚数ではありません。

例1) 溶接技能者認証機関において、溶接技能者Aが手溶接、チタン溶接技術において認証されている場合、認証件数は2。

例2) マネジメントシステム審査員認証機関において、審査員BがQMS及びFSMSの範囲において認証されている場合、認証件数は2。

#### B) 算出

A)の認証件数の範囲に応じて、料金表にある変動額を算出し、該当する固定額と合計します。

#### C) 参照データの確認

ご提出頂いた認証件数について、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

## 附属書 C 製品認証機関の料金

## 1. 手数料等 (製品認証機関)

(単位：円・税抜)

		初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請			
				サブスキーム拡大	新たな分野の拡大申請	認定を保有する分野内の拡大申請	事業所等(*2)の追加
申請料(*3)	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	200,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算(*1)	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと(*4)	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし (認定証改定料を適用)	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)
認定証改定料		登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000					
認定証の複製 (オプション)		認定証のレプリカ (複製) 発行手数料 5,000 (1組)					

- \*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。
- \*2 事業所等の追加について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は大半の主要な活動を行う機関の事業所。
- \*3 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々100,000円を減額する。
- \*4 認定周期の更新登録料は、更新決定時に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含むすべてのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用（製品認証機関）

（単位：円・税抜）

	初回審査 (実地審査 立会は別 途)	サーベイラ ンス審査 (実地審査 立会は別 途)	再審査 (実地審査 立会は別 途)	拡大(*1)		実地審査立 会	臨時審査 (*4)
				サブスキーム 拡大	分野拡大		
審査基本料 (*3)	2.0人日+ 0.5人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0人日+ 0.25人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.5人日+ 0.25人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0人日+ 0.25人日/サ ブスキーム追 加ごと	0.5人日(事 務所審査有 り)  0.25人日 (事務所審 査なし、又 はサーベイ ランス審 査・再審査 と同時実施 時)	0.25人日/審 査	0.5~2.0人 日
追加基本料	1審査プロジェクトにつき6件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加する。6~10件 0.25人日、11件以上 0.5人日						
審査料(文 書、現地、 立会等の審 査費用)	審査料単価：161,000/人日(*2)						
審査 付帯 費用	移動 費	審査先への移 動(本協会か ら審査先ま で)	サイト間移動 (同一機関の 審査先間の 移動)	海外における 審査	本協会旅費規 程に基づく実 費(国内移動 及び航空券、 宿泊費)及び 移動拘束対価		
	宿泊 費	定額(附属書 Iによる)	実費				

\*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。(対象プログラム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる)

\*2 1人日は7.0時間とする。

\*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

\*4 審査目的内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が実地審査立会の場合は、実地審査立会の審査基本料を適用する。

### 3. 維持料（製品認証機関）

プログラム維持料と年収リンク維持料の合計を維持料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンク維持料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、プログラム維持料を、認定日から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

(単位：円・税抜)

プログラム維持料 (*1)		50,000/サブスキーム		
年収リンク維持料 (*2)	固定額	100 百万 未満	100~1,000 百万 未満	1,000 百万 以上
	変動額	10 万	60 万	330 万
		収入控除なし	収入控除 100 百万	収入控除 1,000 百万
		0.5%	控除後収入の 0.3%	控除後収入の 0.2%

\*1 プログラム維持料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。

\*2 年収リンク維持料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の認証活動による収入の額によって計算する。

#### [年収リンク維持料について]

本協会に認定された製品認証の範囲内における年間(前事業年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

##### A) 参照データ

- 事業収入：本協会から認定されている範囲内における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、認証文書発行者手数料等の収入を含みます
- 控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した直接費用である審査員・評価員・試験員の交通費・宿泊費、ライセンス料等スキームオーナーへの支払のみとします。

##### B) 認定範囲内事業収入

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項の a) b)から次の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

##### C) 算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額と合計します。

##### D) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

## 附属書 D 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の料金

## 1. 手数料等 (温室効果ガス妥当性確認・検証機関)

(単位：円・税抜)

		初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請			
				サブスキーム拡大(*4)	新たな分野 (EA コード等) の拡大申請	認定を保有する分野(EA コード等)内の拡大申請	事業所等(*2)の追加
申請料 (*3)	基本	400,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	200,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)
登録料	基本	300,000	200,000	200,000	30,000	なし	100,000
	サブスキーム加算 (*1)	100,000/サブスキーム追加ごと	100,000/サブスキーム追加ごと(*5)	100,000/サブスキーム追加ごと	20,000/サブスキーム追加ごと	なし (認定証改定料を適用)	50,000×追加サブスキーム数×拡大事業所数×2 (海外の場合)

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製 (オプション)	認定証のレプリカ (複製) 発行手数料 5,000 (1組)

\*1 サブスキーム加算について：二つ以上のサブスキームを申請する場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

\*2 事業所等の追加について：拡大申請料及び登録料の対象となるのは、認証活動の全て又は大半の主要な活動を行う機関の事業所。

\*3 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々100,000円を減額する。

\*4 ISO 14064-2は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。

\*5 認定周期の更新登録料は、更新決定時に拡大が認定されたサブスキームも含め、更新決定時に認定範囲に含まれるすべてのサブスキームを加算対象とする。

2. 審査関連費用（温室効果ガス妥当性確認・検証機関）

（単位：円・税抜）

	初回審査 （実地審査 立会は別 途）	サーベイラ ンス審査 （実地審査 立会は別 途）	認定周期の 更新審査 （実地審査 立会は別 途）	拡大(*1)		実地審査立 会	臨時審査 (*4)
				サブスキ ーム拡大	分野拡大		
審査基本料 (*3)	2.0 人日 + 0.5 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.5 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	1.0 人日 + 0.25 人日/サ ブスキーム 追加ごと	0.5 人日 (事 務所審査有 り)	0.25 人日/審 査	0.5~2.0 人 日
追加基本料	1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加 する。6~10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日						
審査料（文 書、現地、 立会等の審 査費用）	審査料単価：161,000/人日(*2)						
審査 付帯 費用	移動 費	審査先への移 動（本協会か ら審査先ま で）	サイト間移動 （同一機関の 審査先の中の 移動）	海外における 審査	本協会旅費規 程に基づく実 費（国内移動 及び航空券、 宿泊費）及び 移動拘束対価		
		定額（附属書 I による）	実費				
	宿泊 費	10,000×審査員数×泊数					

\*1 サーベイランス審査又は再審査の実施時に拡大審査を行う場合は、それぞれの審査基本料に拡大審査基本料の該当する人日数を加算する。（対  
象サブスキーム数は認定を保有するサブスキームと拡大するサブスキームの合計数となる）

\*2 1 人日は 7.0 時間とする。

\*3 サブスキーム追加について：二つ以上のサブスキームが審査対象である場合、二つ目のサブスキームからサブスキームごとに加算される。

ISO 14064-2 は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。

\*4 審査目的内容により本協会が決定する。臨時審査の内容が実地審査立会の場合は、実地審査立会の審査基本料を適用する。

### 3. 維持料（温室効果ガス妥当性確認・検証機関）

プログラム維持料と年収リンク維持料の合計を維持料とする。

本協会から各機関の年度末決算後 2 か月を目途に年収リンク維持料参照データのご提出をお願いします。提出された参照データの確認後、1 か月以内に算出して請求します。

本協会から初めて認定された年度は、プログラム維持料を、認定日から認定日の属する機関の事業年度末まで、月割りで請求します。ただし、認定（認定日）から事業年度末までの日数が 6 か月未満の場合は請求しません。

(単位：円・税抜)

プログラム維持料 (*1)		50,000/サブスキーム		
年収リンク維持料(*2)	固定額	100 百万 未満	100~1,000 百万 未満	1,000 百万 以上
		10 万	60 万	330 万
	変動額	収入控除なし	収入控除 100 百万	収入控除 1,000 百万
		0.5%	控除後収入の 0.3%	控除後収入の 0.2%

\*1 プログラム維持料は、機関の期末決算日に機関の認定範囲に含まれる（一時停止中を含む）認定サブスキームの種類及び数によって計算する。ISO 14064-2 は、プロジェクト妥当性確認とプロジェクト検証をそれぞれひとつのサブスキームとして取り扱う。

\*2 年収リンク維持料は、機関の期末決算日における本協会の認定下の妥当性確認・検証価活動による収入の額によって計算する。

#### [年収リンク維持料について]

本協会に認定された範囲内における年間(前事業年度)事業収入を参照し、年収に応じた料率を適用しております。

##### A) 参照データ

- 事業収入：本協会から認定されている範囲内における前事業年度の売上額、又は収入額審査料、声明書発行手数料等の収入を含みます
- 控除費用：対象となる認定範囲における審査等の事業活動に要した直接費用である審査員の交通費・宿泊費のみとします。

##### B) 認定範囲内事業収入について

維持料のうち変動額を算出する際の対象となる収入で、A)項の a) b)から次の算式で求めます。

$$\text{認定範囲内事業収入} = \text{a)事業収入} - \text{b)控除費用}$$

##### C) 算出

B)で求めた認定範囲内事業収入について、料金表にあるその額に応じた算式から変動額を計算し、固定額と合計します。

##### D) 参照データの確認

ご提出頂いた参照データについて、本協会として不明な点に関し確認する必要があると判断した場

合は、ご提出頂いた内容に関する質問、又は、調査をさせていただきます。

附属書 E 試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者の料金

1. 手数料等（試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者）

(単位：円・税抜)

		初回認定申請(*1)	認定周期の更新申請(*1)	認定拡大申請(*1、*3)
申請料 (*4)	基本	100,000	100,000	100,000
	分野加算 (*2)	50,000/分野追加ごと	50,000/分野追加ごと	50,000/分野追加ごと
登録料	基本	100,000	100,000	100,000
	分野加算 (*2)	50,000/分野追加ごと	50,000/分野追加ごと(*5)	50,000/分野追加ごと

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製（オプション）	認定証のレプリカ（複製）発行手数料 5,000（1組）

\*1 FCC 向け EMC 試験所は申請料・登録料ともに基本 50,000 円+分野加算 25,000 円/対象分野ごと

\*2 分野加算について：二つ以上の分野を申請する場合、二つ目の分野から分野ごとに加算される。ただし、次の場合は加算対象外とする。

- ・ M26、M27、M32 における放射能・放射線測定：他の分野と同時に認定を受ける場合
- ・ M26、M27、M32 の 3 分野中 2 つ以上を同時に申請する場合、又は 3 分野中いずれかの分野が既に認定されている場合にその他分野を拡大する場合
- ・ 校正機関、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の場合（分野数は常に 1）

\*3 拡大申請料及び登録料の対象となる認定範囲及び事業所の追加は RL200 参照

\*4 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々 100,000 円（FCC 向け EMC 試験所の場合は 50,000 円）を減額する。

\*5 認定周期の更新登録料は、更新決定迄に拡大が認定された分野も含め、更新決定時に認定範囲に含まずすべての分野を加算対象とする。

## 2. 審査関連費用（試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者）

(単位：円・税抜)

審査基本料 (*2)	初回審査	サーベイランス 審査	再審査	拡大審査	臨時審査
	210,000+70,000/ 分野追加ごと	140,000	210,000+70,000/ 分野追加ごと	210,000+70,000/ 分野追加ごと	70,000
追加基本料	1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加する。 6~10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日				
審査料（文書、現地、立会等の審査費用）	審査料単価：140,000/人日(*1)				
審査 付帯 費用	移動 費	審査先への移動（本協会から審査先まで）	サイト間移動（同一機関の審査先間の移動）	海外における審査	
		定額（附属書Iによる）	実費	本協会旅費規程に基づく実費（国内移動及び航空券、宿泊費）及び移動拘束対価	
	宿泊 費	10,000×審査員数×泊数			

\*1 1 人日は 7.0 時間とする。

\*2 分野追加について：二つ以上の分野が審査対象である場合、二つ目の分野から分野ごとに加算される。ただし、次の場合は加算対象外とする。

- ・ M26、M27、M32 における放射能・放射線測定：他の分野と同時に認定を受ける場合
- ・ M26、M27、M32 の 3 分野中 2 つ以上を同時に申請する場合、又は 3 分野中いずれかの分野が既に認定されている場合にその他分野を拡大する場合
- ・ 校正機関、標準物質生産者、検査機関及び技能試験提供者の場合（分野数は常に 1）

**3. 維持料（試験所・校正機関・サンプリング機関、検査機関、標準物質生産者、技能試験提供者）**

3月31日時点で認定されている認定範囲の規模に応じて本協会規定により維持料を決定し、原則として翌年度（4月1日～3月31日）の認定月に、翌年の認定月末日迄の分として請求します。

本協会から初めて認定された年度は、認定時の認定範囲の規模に応じて本協会規定により維持料を決定し、翌年の認定月末日迄の分として請求します。

例) 認定範囲の規模が標準的な機関の場合：216,000円（消費税別途）

## 附属書 F 臨床検査室の料金

### 1.手数料等（臨床検査室）

(単位：円・税抜)

	初回認定申請	認定周期の更新申請	認定拡大申請(*1)
申請料(*2)	100,000	100,000	100,000
登録料	100,000	100,000	100,000

認定証改定料	登録料の適用がない場合の、認定証改定手数料 20,000
認定証の複製（オプション）	認定証のレプリカ（複製）発行手数料 5,000（1組）

\*1 拡大申請料及び登録料の対象となる認定範囲及び事業所は RL200 参照

\*2 複数の認定スキームを同時に初回認定申請する場合、又は既に本協会から他の認定スキームで認定されている場合に新たな認定スキームを別途初回認定申請する場合は、二つ目以降の認定スキームについては、初回認定申請料から各々100,000円を減額する。

## 2. 審査関連費用 (臨床検査室)

(単位：円・税抜)

審査基本料	初回審査	サーベイランス審査	再審査	拡大審査	臨時審査
	審査料単価：140,000/人日(*)				
追加基本料	1 審査プロジェクトにつき 6 件以上の不適合が検出された場合、是正処置レビューのため、審査基本料を追加する。 6~10 件 0.25 人日、11 件以上 0.5 人日				
審査料 (文書、現地、立会等の審査費用)	審査料単価：140,000/人日(*)				
審査付帯費用	移動費	審査先への移動 (本協会から審査先まで)	サイト間移動 (同一機関の審査先への移動)	海外における審査	
		定額 (附属書 I による)	実費	本協会旅費規程に基づく実費 (国内移動及び航空券、宿泊費) 及び移動拘束対価	
	宿泊費	10,000×審査員数×泊数			

\*1 人日は 7.0 時間とする。

### 3. 維持料（臨床検査室）

3月31日時点で認定されている認定範囲の規模に応じて本協会規定により維持料を決定し、原則として翌年度（4月1日～3月31日）の認定月に翌年の認定月末日迄の分として請求します。

本協会から初めて認定された年度は、認定時の認定範囲の規模に応じて本協会規定により維持料を決定し、翌年の認定月末日迄の分として請求します。

例) 認定範囲の規模が、基幹項目・非基幹項目・特定サブスキーム I（中分類数合計 12 以上）の場合：465,000 円（消費税別途）

## 附属書 G 請求時期

	初回審査	サーベイランス 審査	再審査	拡大審査	組織審査立会 実地審査立会
申請料	申請受理後	—	申請受付後	申請受理後	—
登録料	初回認定後	—	認定周期更新後	拡大認定後	—
審査基本料	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後
追加基本料	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後
審査料	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後
審査付帯費用	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後	結果判定後

維持料	マネジメントシステム認証機関 要員認証機関 製品認証機関 温室効果ガス妥当性確認・検証機関	試験所・校正機関・サンプリング機関 臨床検査室 検査機関 標準物質生産者 技能試験提供者
初回認定時	初回認定後	初回認定後
認定翌年以降 (毎年)	各機関の期末決算後	認定月 (有効期限月)

## 附属書 H 日本語以外の言語を使用する場合の料金(全認定スキーム共通)

- すべての審査プロジェクトにおいて、審査基本料、追加基本料、審査料を25%割増し請求いたします。ただし、通訳を介する場合は、審査料は割増しいたしません。
- 通訳を本協会が手配した場合は、その手配に係る費用を請求いたします。
- 認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の翻訳及び翻訳内容のレビュー費用：都度、見積り

注) 認定審査計画書、認定審査報告書、是正処置確認書等の内容に関する責任は、本協会に有ります。したがって、本協会が審査及び認定に必要なため翻訳をする場合は、必ず本協会が当該翻訳のレビューを行います。翻訳料及び翻訳内容のレビュー費用は、都度見積ります。

なお、適合性評価機関自身で、第三者に対し提示、又は提出するために翻訳した場合は、原文及び翻訳文を本協会へ提出いただきますが、レビュー費用は請求いたしません。

附属書I 国内定額移動費（全ての認定スキーム共通）

単位：円（税抜）

地域	料金	対象都道府県
北海道	40,000	北海道
北東北	25,000	青森県、秋田県、岩手県
南東北 1	30,000	山形県
南東北 2	15,000	宮城県、福島県
北関東	5,000	山梨県、茨城県、栃木県、群馬県
南関東	1,000	埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都
信越	15,000	新潟県、長野県
北陸	20,000	富山県、石川県、福井県
中部	15,000	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
関西	25,000	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県
中国 1	40,000	鳥取県、島根県
中国 2	30,000	岡山県、広島県、山口県
四国	40,000	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州 1	30,000	福岡県、佐賀県
九州 2	40,000	長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	60,000	沖縄県

1. 上記の各料金は、審査要員 1 名あたりの往復料金です。
2. 離島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の 5 島を除く島）については、上記の表に拘わらず、審査計画段階で別途決定し通知することがあります。
3. 年間を通して、上記の金額を適用いたします。

## 改 定 履 歴（公開文書用）

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2010-4-1	認定業務マ ネジャー	理事会
	(中略)			
27	料金見直しに伴う改定	2020-3-6	業務部長	事務局長
28	附属書E及びFに、初めて認定された年度の維持料について追記	2020-3-25	業務部長	事務局長
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査関連費用に臨時審査費用を追記</li> <li>・ 試験所・校正機関・サンプリング機 関、検査機関、標準物質生産者、技能 試験提供者、臨床検査室の維持料を変 更</li> <li>・ 運用に伴う全体の記述見直し、補足</li> </ul>	2021-10-01	業務部長	事務局長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。